

作成要領及び様式集（記載要領・様式集）に対する質問・意見への回答

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	様式等	頁	節	細節 1	細節 2	細節 3				
1	記載要領	1	第1	1			提案書類作成要領の構成	質問	資格合格者へ別途開示される[事業提案書 記載要領]及び[事業提案書 様式集]に関する質問を提出する機会を別途設けて頂けないでしょうか。	競争的対話等の事業者選定手続きにおいて、ご確認ください。
2	記載要領	2	第1	5			編集方法	質問	「様式が複数ページにわたるときは、下部中央にページ番号を付すこと」とありますが、ページ番号は手書きでの記入でも問題ないでしょうか。	ページ番号を手書きにてご記入いただいても問題ございませんが、文字が明確に判別できるようにご記入ください。
3	記載要領	2	第1	5			編集方法	質問	ページ番号は様式毎に1から始まる番号を付すとの理解でよろしいでしょうか。	1 ページのみの様式については、番号を付す必要はございません。各様式が複数ページにわたるときのみ、ページ番号を付してください。
4	記載要領	2	第1	5			編集方法	質問	添付資料にはページ番号を付す必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	必ずしも添付資料にページ番号を付す必要はございませんが、どの様式の添付書類であるかについて、ページ番号も含め特定できるように取りまとめたうえでご提出ください。
5	記載要領	3	第2	2			提出書類及び各様式の記載要領	質問	様式2- 、様式3、様式4で添付する印鑑証明書は1部が原本であれば、各様式の提出時期が異なる場合においても、添付する印鑑証明書は写しで問題ないでしょうか。	各様式の提出時期が印鑑証明書の原本の発行日から 3 か月以内であれば、写しの添付を認めることとします。
6	記載要領	3	第2	2	(3)		第二次被開示者への資料提供通知書	意見	「資格審査後においては、開示資料の貸与は代表企業に対してのみ行うことから、～～資格審査前に本様式を提出していない場合、資格審査提出書類提出時に本様式の提出が必要となる。」とありますが、資格審査時にすべての業務委託委託先が決まっていない可能性もありますので、第二次被開示者への資料提供通知書の提出は随時にしていただきたいと存じます。	資格審査後において、代表企業が第二次被開示者に対して開示資料の全部又は一部を提供する場合は、【様式 2 - 】を適宜提出してください。
7	記載要領	4	第2	3	(2)		応募者の名称等	質問	本様式に記載する応募アドバイザーは、資格審査提出時点で委託契約を締結しているアドバイザーのみとの理解でよろしいでしょうか。	資格審査書類提出時点はもとより、応募アドバイザーの追加・変更がある場合は、速やかに【様式 5 - から 】をご提出ください。
8	記載要領	4	第2	3	(2)		応募者の名称等	質問	本様式に記載する応募アドバイザーには、提案書コンサルタントや保険コンサルタントも含まれますか。	応募アドバイザーについては、提案書類作成要領〔記載要領〕にて、弁護士、公認会計士、税理士等を例示しておりますが、（各応募者が本公募において必要と考える者であれば）特に業種を限定しておりません。
9	記載要領	4	第2	3	(5)		添付書類	質問	「ウ 法人税納税証明書」「エ 消費税及び地方消費税納税証明書」は【納税証明書「その3の3」】1枚で兼ねても問題ないでしょうか。	「ウ 法人税納税証明書」と「エ 消費税及び地方消費税納税証明書」にかえて、『「納税証明書「その3の3」』をご提出いただくことも可能とします。
10	記載要領	5	第2	5	(1)		ア 事業提案に関する誓約書	質問	「印鑑証明書（直近3か月以内に発行されたもの）を添付し、提出すること」とありますが、資格審査時より代表者名および印鑑に変更がなければ、資格審査時に提出した印鑑証明書の写しの提出で問題ないでしょうか。	事業提案審査書類の受付期限については、令和3年5月上旬を予定しており、資格審査書類受付期限である令和2年12月7日から約5か月経過しているため、あらためて印鑑証明書の原本の提出をお願いします。
11	様式 2 -	5					関心表明書兼開示資料貸与申請書	質問	公募中に代表者が変更となった場合には、貸与申請書と破棄報告書等の名義人が別人となります。変更届等の提出は必要でしょうか。必要であれば様式をご提示ください。	変更届等の提出は不要です。 開示資料の破棄、資格審査書類受付、参加辞退、事業提案審査書類受付における各書類の提出時に、印鑑証明書（直近3か月以内に発行されたもの）を添付していただくことにより、代表者名を確認いたします。
12	様式 5 -	12					応募者の名称等	質問	応募コンソーシアム名は、企業名を特定できる名称としても問題ないでしょうか。	企業名を特定できる名称を用いることを妨げるものではありません。

作成要領及び様式集（記載要領・様式集）に対する質問・意見への回答

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	様式等	頁	節	細節 1	細節 2	細節 3				
13	様式 5 -	12					応募者の名称等	質問	「商号または名称」「住所又は所在地」「代表者名」を記入する欄には、入札指名参加届けで出している委任先の名称・住所・受託者名で良いのでしょうか。	「商号または名称」、「住所又は所在地」、「代表者名」については、大阪市入札参加有資格者名簿に届け出ている内容と必ずしも一致している必要はありません。ただし、全ての資格審査書類【様式 4 ～様式 8 - 】及び添付書類並びに印鑑証明書の内容と整合を図ったうえでご提出ください。
14	様式 5 -	12					応募者の名称等	質問	本書類（【様式5- 】応募者の名称等）は、代表企業のみが提出するものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	様式 6	16					公募参加申込等に関する委任状	質問	「商号または名称」「住所又は所在地」「代表者名」を記入する欄には、入札指名参加届けで出している委任先の名称・住所・受託者名で良いのでしょうか。	No.13の回答をご確認ください。
16	様式 8 -	19			(ア)		構成企業に求められる実績を証する書類	質問	記入項目の内、「企業名又はコンソーシアム名」とは、例えば P F I 事業における国、地方公共団体又は水道事業者等管理者の契約相手先である S P C 社名を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	様式 8 -	19			(ア)		構成企業に求められる実績を証する書類	質問	実績を確認できる契約書等に代表企業名の記載がない場合は、株主間協定書等の代表企業名が記載された書類を併せて添付すると理解でよろしいでしょうか。	実績を確認できる契約書等に代表企業又は構成企業名の記載がない場合は、株主間協定書等の代表企業名等が記載された書類を併せて添付するなど、当該契約における実績や企業名を判別できる資料の添付での対応も可能としますが、実績を確認できる契約書等との関係性が明確になるものとしてください。